

道路運送車両法の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 平成28年4月、我が国自動車メーカーによる型式指定審査における燃費の不正事案が相次いで発覚
- また、海外メーカーによる排出ガスの不正事案が発覚



不正行為を抑止し、自動車の性能や型式指定に対する国内外の信頼を確保することが必要

<必要となる背景>

- ・ 燃費・排出ガス性能は、自動車ユーザーが自動車を購入する際の選択の重要な指標であり、エコカー減税等の判定要件となることから、その真正性の確保が必要
- ・ 国際基準策定・相互承認における発言力を高め、国際競争力確保につなげるため、我が国型式指定制度への国際的な信頼性の確保が必要

◆ 燃費・排出ガス試験における不正行為の概要

テストコースにおける走行抵抗値の測定(メーカー)



燃費・排出ガス試験の基となる走行抵抗値を不正に改ざん等

台上における燃費・排出ガス試験(国(機構))



試験装置に走行抵抗値を設定

不正な燃費・排出ガスの算定

◆ エコカー減税の概要

燃費・排出ガス性能に応じ、エコカー減税の減免措置が適用される

【ガソリン乗用車のエコカー減税(平成28年度)の例】

	平成27年度燃費基準		平成32年度燃費基準			平成17年度排出ガス規制75%低減達成車に限る
	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	
自動車重量税	▲25%	▲50%	▲75%	免税		
自動車取得税	▲20%	▲40%	▲60%	▲80%	非課税	

◆ 燃費・排出ガス試験法の国際基準策定・相互承認の概要



現在は各国で異なっている燃費・排出ガスの試験方法等について、基準の国際調和及び各国間の相互承認に向けた議論が進展

【日本の燃費・排出ガス試験法】JC08モード
【欧州の燃費・排出ガス試験法】NEDCモード



WLTCモード※

※ 我が国では平成30年度から適用開始予定

法案の概要

① 不正な手段によりなされた型式指定の取消し

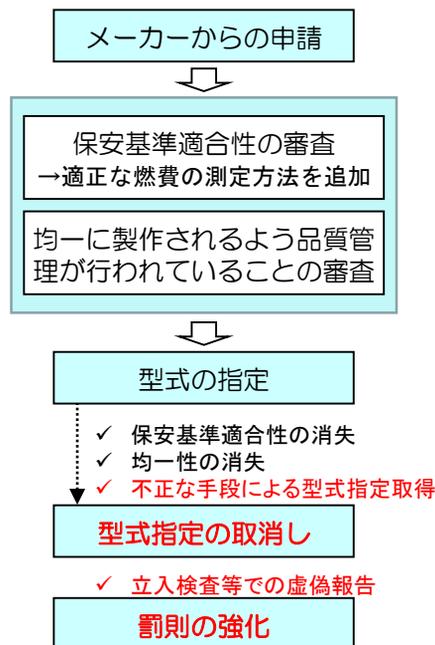
- 不正な手段により型式の指定を受けた場合に、**型式の指定を取り消す**ことができることとする
(燃費の測定に必要なデータを改ざんしていた場合等)

② 罰則の強化

- 型式指定を受けた者に対し報告徴収・立入検査を行った場合に、虚偽の報告等を行った者に対する**罰則を強化**する

【現行】30万円以下の罰金(違反者・法人)
⇒【改正後】・1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
又はこれらの併科(違反者)
・2億円以下の罰金(法人)

自動車の型式指定の流れ



【目標・効果】

自動車メーカーによる不正行為の発生の防止及び自動車の性能に対する国民の信頼の確保
(KPI) 自動車メーカーによる型式指定に係る不正行為 2件(H28) ⇒ 0件(H29)